生活保護の給付基準引き下げに反対する決議

- 1 2012 年 8 月 10 日に、民主・自民・公明 3 党による強行採決によって、社会保障制度 改革推進法が成立した。同法は、「安定した財源の確保」や「受益と負担の均衡」(1条) を口実に、「自立した生活」「家族相互及び国民相互の助け合い」(自助・共助)を強調す る一方で(2条)、国や自治体による「公助」を軽視しており、「給付水準の適正化」を 含む生活保護制度の見直しを明文で定めている(付則 2条)。
- 2 これを受け、給付水準引き下げの具体的な検討が進められている。同年 10 月 5 日には、第 10 回厚生労働省社会保障審議会生活保護基準部会が開催され、同部会は、現行の生活扶助基準額を第 1 十分位層(全世帯を所得の順に並べた場合の下位 10%)の消費水準との比較を根拠に引き下げるべきであるとし、また、財務省も 2013 年度予算編成において生活保護費の給付水準を引き下げる方向で見直すとしている(10 月 24 日付産経新聞)。このような動きの背景には、生活保護受給者が 200 万人を超え(11 月 21 日時点で 213 万人)、毎年過去最高を更新し生活保護費支出額が 3 兆円を超えているという財政状況がある。

しかし、日本においては生活保護利用率は全人口の 1.6%にすぎず(ドイツ 9.7%、フランス 5.7%。いずれも 2010 年)、捕捉率(生活保護を利用する資格のある人のうち現に利用している人の割合)も 2 割以下(ドイツ 64.6%、フランス 91.6%。いずれも 2010 年)にとどまっているため、低所得世帯の消費支出が生活保護水準以下となるのは当然のことである。そもそも、日本では相対的貧困率が 16%に達するなど貧困と格差が増大する一方で、積極的な雇用策が打ち出されず、社会保障制度がきわめて貧弱なままである。日本の生活保護費の GDP に占める割合はわずか 0.5%にとどまり、OECD 加盟国平均(3.5%)の 7 分の 1 に過ぎないという現状からみても、「最後のセーフティネット」と言われる生活保護制度について、財政問題を理由に切り崩すことがあってはならない。

3 また、近時、生活保護の不正受給に関する報道が増加し、生活保護受給自体への圧力が高まっている中で、同年 9 月 28 日には厚生労働省生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会が開催され、以下のような不正受給対策や保護廃止の基準強化を打ち出している。例えば、不正受給調査を行うとして、保護費の支出の状況を福祉事務所の調査権限を及ぼすとしている。しかし、こうした調査は受給者のプライバシーの不当な侵害につながりかねない。また、不正受給に係る返還金を本人の同意の下に保護費と調整することを検討するとしているが、これも保護費が最低生活費であることから差押禁止とされている趣旨に抵触する。さらに、扶養義務者への調査権限拡大や回答義務強化を打ち出しているが、これは扶養義務者に迷惑が掛かることを恐れる要保護者に事実上生活保護の受給を萎縮させることは明らかである。そもそも、生活保護費の不正受給について、声高に論じられているが、実際には不正受給額は全体の 0.4%にとどまっており、件数も急増しているわけではない。

さらに、同部会は、稼働能力がありながらその能力に応じた就労活動を行っていない

ことを理由に保護を廃止するとの方針を打ち出している。受給者は個別具体的な事情により稼働できない状況にあるのであるから、これらの事情を捨象して保護廃止とする運用は決して認められない。

- 4 これらの動きに加えて、自民党の生活保護プロジェクトチームは、ジェネリック(後発薬)の原則使用や食費に代わるクーポン券の配布などを提言している(11月20日付朝日新聞)。しかし、これは利用者の医療や食生活の選択権を奪うとともに、差別や偏見を助長することになり容認できない。
- 5 いま必要なことは、生活保護の受給は憲法で保障された権利(生存権、25条)であることを踏まえ、所得の再分配機能を強化して生活保護費に必要な財源を確保し、利用者の自立支援のための真に利用しやすい制度にすること、現状で過重負担となっているケースワーカーの人員を増やし、きめ細やかな支援や助言ができる体制を整えること、生活保護制度にまつわる差別と偏見を政府や自治体が率先して取り除くことなどである。

また、生活保護の問題は、多くの社会保障制度に密接に関連する問題である。例えば、生活保護費は、最低賃金の算定基準にも用いられることから(最賃法 9 条 3 項)、保護費の切り下げは、国民の 3 分の 1 を超える非正規雇用労働者のさらなる困窮をも引き起こすことにつながる。さらに、生活保護水準は、国民健康保険料や医療費の減免、就学援助などの基準にもなっており、保護費の切り下げは受給していない国民の暮らしをも直撃することとなる。

6 青年法律家協会弁護士学者合同部会の会員は、これまで各地の「派遣村」の取り組みに協力し、生活保護申請への同行を積極的に行い、保護申請却下への不服申し立てや生活保護の老齢加算廃止に反対する訴訟などに取り組んできた。また、これまでの人権研究交流集会でもホームレス支援(2004年3月)や生活保護問題(2007年3月)、憲法25条・生存権(2010年9月)のテーマを取り上げ、研究を深め実践につなげてきた。私たちは、憲法で保障された生存権をより実効性あるものとすべく生活保護問題に取り組むとともに、政府が進めようとしている生活保護給付基準の切り下げに断固反対し、政府に対して生活保護行政の一層の拡充を求める。

2012年12月7日 青年法律家協会弁護士学者合同部会 第 3 回 常 任 委 員 会